

農山漁村地域整備交付金

海岸保全施設整備事業（高潮対策）

事業目的

国民経済上、及び民生安定上重要な地域において、高潮、津波、波浪による浸水災害を未然に防ぐことにより、国土の保全に貢献します。



堤防整備状況



消波ブロック整備状況

事業内容

【事業内容】

高潮、波浪又は津波により被害が発生するおそれのある地域について、過去における高潮、波浪、津波等の実態および背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。）を行う事業。

【事業実施主体】

海岸管理者（都道府県又は市町村）

【主な実施要件】

- (1) 高潮・波浪・津波による被害が発生するおそれのある海岸であり、1km当たりの防護面積が5ha以上又は防護人口が50人以上であること。
- (2) 事業実施箇所が以下のいずれかに該当すること。
 - ① 高潮浸水想定区域に指定されていること又は令和7年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。
 - ② 津波災害警戒区域に指定されていること又は令和7年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。
- (3) 総事業費は以下のとおりであること。
 - 北海道、離島、沖縄、奄美：5千万円以上
 - 内地：1億円以上

【補助率】

1/2（都府県）、11/20（北海道、離島）、2/3（奄美）、9/10（沖縄）

海岸保全施設整備事業（侵食対策）

事業目的

国民経済上、及び民生安定上重要な地域において、波浪による海岸の侵食等を未然に防ぐことにより、国土の保全に貢献します。



緩傾斜護岸整備状況



農地を守る離岸堤



潜堤

事業内容

【事業内容】

波浪による海岸の侵食等の被害が発生するおそれのある地域について、過去における波浪等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。）を行う事業

【事業実施主体】

海岸管理者（都道府県又は市町村）

【主な実施要件】

- (1) 侵食等の被害が発生するおそれのある海岸であり、1km当たりの防護面積が5ha以上又は防護人口が50人以上であること。
- (2) 総事業費は以下のとおりであること。
北海道、離島、沖縄、奄美：5千万円以上
内地：1億円以上

【補助率】

1/2（都府県）、11/20（北海道、離島）、2/3（奄美）、9/10（沖縄）

海岸保全施設整備事業（海岸耐震対策）

事業目的

堤防・護岸等の耐震対策を海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施することにより、地震発生後の堤防・護岸の防護機能低下による浸水被害から人命や資産の防護を図ることに貢献します。



事業内容

【事業内容】

地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止し、もって人命や資産の防護を図ることを目的として海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施する事業

- (1) 堤防・護岸等の耐震性能調査
- (2) 堤防・護岸等の耐震対策（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。）

【事業実施主体】

海岸管理者（都道府県又は市町村）

【主な実施要件】

以下の(1)から(3)までの要件（耐震性能調査にあっては、(1)の要件）を満たすものとする。

- (1) 一連の防護区域に地域中枢機能集積地区（背後地に救護、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察・消防署・病院等）がある地区等）を有する海岸で、以下のいずれかに該当すること。
 - ① 朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸
 - ② 東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸
- (2) 事業実施箇所が以下のいずれかに該当すること。
 - ① 高潮浸水想定区域に指定されていること又は令和7年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。
 - ② 津波災害警戒区域に指定されていること又は令和7年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。
- (3) 事業計画に位置づけられた海岸毎の総事業費が以下のとおりであること。
 - ① 都道府県が行うもの：5千万円以上
 - ② 市町村が行うもの：2千5百万円以上

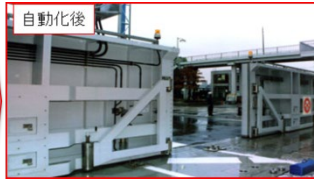
【補助率】

1/2（都府県）、11/20（北海道、離島）、2/3（奄美）、9/10（沖縄）

津波・高潮危機管理対策事業

事業目的

津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策並びに気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の変更を行うことにより、津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護を推進します。



水門・樋門等の
自動化・遠
隔操作化



潮位計等の観測施設の設置



データ収集・処理
・伝達システムの整備



沿岸監視カメラ・越波情報提供
システムの整備

事業内容

【事業内容】

一連の防護区域を有する海岸において海岸管理者が作成する津波・高潮危機管理対策事業計画に基づき、以下の対策を総合的に実施

- ①水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。）
- ②堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。）
- ③ソフト対策（津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査等）
- ④津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備
- ⑤津波防災ステーションの整備
- ⑥避難対策としての管理用通路の整備
- ⑦避難用通路の設置（堤防スロープ等）
- ⑧漂流物防止施設の整備
- ⑨水門等の整備・運用計画策定支援（計画策定に要する調査を含む。）
- ⑩海岸保全基本計画の変更支援（海岸の防護に関する事項及び施設の整備に関する事項等）

【事業実施主体】

海岸管理者（都道府県又は市町村）

【主な実施要件】

次の(1)～(4)の条件を満たす海岸であること。（⑨の事業内容に関しては、(1)の要件を満たすものとし、③のソフト対策のうち、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び⑩の事業内容に関してはこの限りではない）

- (1) 以下のいずれかに該当する海岸であること。
 - ① 大規模な地震による津波災害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸。
 - ② 朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、高潮災害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸。
- (2) 事業着手から5年以内に、整備目標の達成が見込まれること。
- (3) 事業実施箇所が以下のいずれかに該当すること。
 - ① 高潮浸水想定区域に指定されていること又は令和7年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。
 - ② 津波災害警戒区域に指定されていること又は令和7年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。
- (4) 事業計画の総事業費が以下のとおりであること。
 - ① 都道府県が行うもの：5千万円以上
 - ② 市町村が行うもの：2千5百万円以上

【補助率】 1/2

海岸環境整備事業

事業目的

国土保全との調和を図りつつ、国民の休養の場としてその利用に供するため海岸環境の整備を行い、併せて豊かで潤いのある快適な海岸利用の向上に貢献します。

事業内容

【事業内容】

周辺の施設等と併せて、より海岸利用が増進される機能を発揮するために行う堤防、突堤、砂浜、植栽、飛砂防止施設、通路（水叩兼用）等の整備等を行う事業

【事業実施主体】

都道府県又は市町村

【主な実施要件】

- ①周辺に公営の公園等の施設のある区域又は計画中の区域において、より海浜利用が増進される機能を発揮させるための事業で総事業費が1億円以上のもの
- ②広域的な一連の海岸を対象として、近隣市町村や多様な関係者が協働して行う海岸利用活性化計画の策定と、この計画に基づいた海岸保全施設や海岸利用者向けの利便施設の整備を行う事業で総事業費が1億円以上のもの。
- ③海岸保全施設の設置だけでは、前浜の回復若しくは環境維持が困難であるため、又は海浜特性からみて海岸保全施設の設置に制約があるため、緊急に養浜を実施しなければならない海岸で、総事業費が1億円以上のもの
- ④自然環境との調和・個性ある地域づくりに資する海岸において行う次の事業で総事業費が1億円以上のもの
 - (1) 国指定文化財等の史跡・景勝岩及び交流促進施設の防護を図るため、海岸保全施設の新設若しくは改良を行う海岸
 - (2) 国立公園内等の利用・景観への配慮若しくは貴重種等特有の環境に依存した固有の生物の生息・生育環境の保全・再生を図るため既存海岸保全施設の改良を行う海岸
- ⑤海水浴等海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸において行う次の事業で、総事業費が5千万円（市町村が行う場合2千5百万円）以上のもの
 - (1) 階段工及びこれと一体として整備する水叩兼用の通路又は植栽の事業で、かつ、短年度施行をもって事業効果を発揮しうるもの
 - (2) 海岸利用者の安全性の確保を図るための安全情報伝達施設を整備するもの
- ⑥ヘドロ等の除去等の事業
 - (1) 汚染の著しい海域において行うヘドロ等の除去で、総事業費が1億円以上のもの
 - (2) 海岸保全区域内において行う放置座礁船の処理で、総事業費が5千万円以上のもの

【補助率】

1/3以内



整備された海岸の利用状況